

青森市霊園条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

市が設置する霊園の指定管理者については、第1回目の公募で応募がなかったため、現在の指定管理者に対して、継続の打診をしたところ、応募の意思がないことが明らかとなり、また、応募期間内に問合せもなく、長年当該事業者のみで行われてきた事業への新規参入も期待できないことから、二次募集の実施は困難と判断したものである。

このことから、市が設置する霊園の管理を直営で行うこととするため、提案するものである。

2 改正内容

青森市霊園条例における第19条の「指定管理者による管理」の規定について、「これを行わせる」に「ことができる」を加え、改める。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。